

インドネシア甲南会 会則

平成 27 年 4 月 18 日制定

第一条 本会はインドネシア甲南会とする

第二条 本会は、甲南学園同窓会の支部とし、本部及び母校との連絡を密にして、会員相互の親和を図ることを目的とする。

第三条 本会は、次の者をもって会員とする。

- (1) 甲南学園卒業生中、インドネシア共和国に在住または勤務し、居住所を甲南学園同窓会本会に届け出ている者で、本会への入会の意思表示があった者
- (2) 甲南学園に在籍したもので、インドネシア共和国に在住または勤務し、役員会の承認を経た者。

第四条 本会は甲南学園に關係のあるもので、インドネシア共和国に在住または勤務する者または、甲南学園同窓会の他支部に在籍し、入会を希望する者を、役員会の承認を経て、客員とすることが出来る。

第五条 例会には会員の家族及び会員同伴のインドネシア滞在中の甲南關係者の出席を歓迎する。

第六条 本会には次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 幹事長 | 1名 |
| (4) 幹事 | 若干名 |
| (5) 会計 | 1名 |
| (6) 会計監査 | 1名 |

役員は会員総会で選出する。役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

第七条 本会は次の行事を行う。

- (1) 総会（年1回、但し役員会に諮り臨時総会を開くことが出来る）：総会の行事は出席会員の過半数をもって可否を決し、同数の時には議長が決する。

(2) 役員会（隨時会長が召集する）

(3) 例会（原則として年4回、役員会で決定する）

第八条 本会の経費は会費、寄付金及び雑収入をもって思弁する。会費は別に定める。

第九条 会則の改正は役員会を通じ総会において出席会員の過半数以上の賛成を必要とする。